正　誤　表

『地方公務員の〈新〉勤務時間・休日・休暇〈第２次改訂版〉』中、次のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■四六ページ八行目
（誤）同法一七条、一八条、六一条一六項・一九項
（正）同法一七条、一八条、六一条二三項・二四項

■四六ページ一〇行目
（誤）②　職員の配偶者で当該請求に係る子の親である者が、常態として当該子を養育することができるものとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該職員
（正）②　前号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる職員として厚生労働省令で定めるもの

■四六ページ一二行目
（誤）育児・介護休業法則（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則）三一条の三
（正）育児・介護休業法則（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則）五二条

■四六ページ一四行目
（誤）③　育児・介護休業法則第三一条の七から第三一条の一〇に、
（正）※　育児・介護休業法則五六条から五九条に、

■四六ページ一九行目
（誤）同法一九条、二〇条、六一条二三項・二四項
（正）同法一九条、二〇条、六一条二七項・二八項

■四七ページ六行目
（誤）育児・介護休業法則三一条の一一
（正）育児・介護休業法則六〇条

■四七ページ一五～一六行目
「④　前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる職員として厚生労働省令として定めるもの」を削除してください。

■四七ページ一七行目
（誤）育児・介護休業法則三一条の一二
（正）育児・介護休業法則六一条

■四八ページ二行目
（誤）⑤　育児介護休業法則三一条の一六及び同三一条の一七に、
（正）※　育児介護休業法則六五条及び六六条に、

■一八五ページ七行目

（誤）休憩時間を廃止し、

（正）休息時間を廃止し、

■二六二ページ八行目から一一行目

（誤）すなわち、一カ月について六〇時間を超えて時間外勤務をさせた時間数に、引き上げられた時間外勤務手当の支給割合である一〇〇分の一五〇（深夜勤務手当の場合は一〇〇分の一七五）と引き上げられる前の支給割合である一〇〇分の一〇〇、一〇〇分の二五、一〇〇分の一三五（深夜勤務手当の場合は一〇〇分の一二五、一五〇、一六〇、一七五）との差に相当する率を乗じて得た時間数を指定することとなる（深夜勤務手当が支給される場合はそれぞれ一〇〇分の二五を加算する）。

（正）すなわち、一カ月について六〇時間を超えて時間外勤務をさせた時間数に、引き上げられた時間外勤務手当の支給割合である一〇〇分の一五〇（夜間勤務手当が支給される場合は一〇〇分の一七五）と引き上げられる前の支給割合である一〇〇分の一〇〇、一〇〇分の一二五、一〇〇分の一三五（夜間勤務手当が支給される場合は一〇〇分の一二五、一五〇、一六〇）との差に相当する率を乗じて得た時間数を指定することとなる。

■二八五ページ一二行目

（誤）介護を行う職員への準用はなされていない。これは、育児・介護休業法においても同様の規定となっているためである。

（正）介護を行う職員への準用がなされている。これは、育児・介護休業法においても同様の改正が平成二八年に行われているためである。

（株）学陽書房編集部